資料３

（専門委員会後　修正版）

京都府の促進区域の設定に関する基準等について

令和４年10月３日

脱炭素社会推進課

環境管理課

前回いただいた主な御意見①

１．制度全般

- 地域脱炭素化促進事業のワンストップ化特例の対象になっている手続には、環境影響評価の手続が終わった後に実施されるものもあるが、環境影響評価法の配慮書手続の省略とはどのような前後関係になるのか。

２．京都府基準の考え方

- 府のスタンスをはっきりさせるために、×の区域の説明では可能性の議論はしない方がよいのではないか。
- 府は補完性原理に即した立場をとろうとしていると理解したが、その例外に当たる、影響が地域に留まらず広域に及ぶものと市町村の境界領域におけるものは、府としても配慮を行うべきではないか。
- 「府が市町村に対してサポートする」という考え方が強すぎると、地域が地域のことしか考えなくなってしまう。例えば各市町村の具体的な目標も出すとよいのではないか。
- 「既存の建物の屋上などに太陽光パネル設置する場合」と「荒廃農地や森林に太陽光パネルや風力発電所を設置するような場合」とでは、事業終了後の対応が違ってくるので、それらを踏まえた書き方にするべきではないか。
- 促進区域のポテンシャルは十分にあるということだが、ポテンシャルだけでなく「促進に向けてアクセルを踏むエリア」をどのように作っていくのかも検討するべきではないか。
- 「未来型の景観を作る」というエリアを設定するのも一案ではないか。2050年までの目標の達成に向けて、継続的に検討していけるとよい。
- 促進区域は、国による系統整備の検討においてリンクさせることが望ましい。

前回いただいた主な御意見②

３．地域脱炭素化促進事業の例示

- ソーラーシェアリングを優良事例に入れられないか検討してほしい。

４．個別の環境配慮事項

- 風車の騒音についての環境基準は明確に定義されていないので、基準中の書き方を修正してはどうか。また、情報の収集方法について、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」や「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」などを参照するのがよいのではないか。
- 事業計画認定に当たっての考え方については、想定される懸念について科学的根拠に基づく対策をしっかり示した事業は問題なく認定を受けられる旨を追記してほしい。
- 国内希少野生動植物種一覧など法令に関わる情報だけでは実際の生息地の状況は十分に把握できないので、現地調査で実際の分布を確認する手続を加えてほしい。特に渡り鳥の場合は、季節性などもあるので、ある程度の長期間にわたって調査することが必要ではないか。

５．その他

- 現行の「再エネ導入促進プラン」では2030年までに電力需要のうちの再エネ量を25%にする目標としているが、この目標達成は相当厳しい状態にあるということ、 2030年時点でこの目標を達成しているだけでよいのではなく、カーボンバジェットを通してそれを達成していく必要があることを府民にも周知されたい。

（参考）環境影響評価法特例とその他のワンストップ化の特例との関係について

- 環境省のマニュアルでは、環境影響評価法の特例措置（配慮書手続省略）の後に改めて計画の変更申請を行い、その後にワンストップ化の特例措置を受けるケースも想定。

環境省　地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（令和4年4月）から抜粋

9-7-2. 環境影響評価法特例とその他のワンストップ化の特例との関係について

市町村は、地域脱炭素化促進事業計画が認定要件を満たす場合には、その認定をするものとされています。地域脱炭素化促進事業に係る環境保全の観点からは、市町村が地方公共団体実行計画において「地域の環境の保全のための取組」として定めた事項を満たすことが認定要件となります。市町村は、認定に当たっては、地域脱炭素化促進事業計画が「地域の環境の保全のための取組」を満たすものであるかどうかを適切に確認することが必要です。例えば、「地域の環境の保全のための取組」として再エネ事業の実施に係る条件を定めている場合には、当該条件を満たす計画となっていることを確認することが必要です。

また、市町村は環境影響評価法の対象となる再エネ事業を含む地域脱炭素化促進事業計画の申請があった場合において、当該再エネ事業が未だ配慮書手続を行っていないときは、当該計画を認定すれば、配慮書手続の特例が適用されます。このような認定地域脱炭素化促進事業計画に含まれる再エネ事業については、認定の後、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書以降の手続を進めていく過程において、環境影響評価の結果等を踏まえ、より詳細に事業計画が検討され、当初の事業計画がより具体化されたり、事業計画が変更されることが想定されます。このため、市町村はこのような再エネ事業の早期の計画立案段階における地域脱炭素化促進事業計画の認定に当たっては、あらかじめ認定条件として、環境影響評価法及び電気事業法に基づく手続において電気事業法第 46 条の 17 第 2 項に基づき環境影響評価書に係る確定通知を受けた後に、あらためて地域脱炭素化促進事業計画の変更申請をすること（ワンストップ化の特例は当該変更申請の際に申請すること）を留保した上で、認定をすることが必要となります（この場合、ワンストップ化の特例は当該変更申請について認定がされた場合に適用されることとなり、当初の再エネ事業の早期の計画立案段階における認定においてワンストップ化の特例は適用されません。）。

地域脱炭素化促進事業の導入促進について

地域脱炭素化促進事業の導入促進について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、**地域の再エネの最大限導入が必要**。

→ 京都府では円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業（**地域脱炭素化促進事業※**）の導入を促進していく。

※ 温暖化対策法第21条第５項で規定する事業

地域脱炭素化促進事業	再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うもの。

地域脱炭素化促進事業を促進していくために市町村が定める事項（努力義務）

地域脱炭素化促進事業の対象となる促進区域

地域脱炭素化促進事業の促進区域は、地域脱炭素化促進事業を推進するため、国が定める環境保全に係る基準に従い、**都道府県基準**に基づいて市町村が設定する区域

→ 市町村の促進区域の設定に向けて、国・**都道府県において環境配慮基準を定める**

＋

「地域の環境保全の取組」及び「経済地域経済・社会の持続的発展に資する取組」

環境保全の見地から地域で課題となっている事柄について環境の改善を図る取組や、新たな環境価値の創出を伴う取組（プラス面の環境影響をもたらす）を事業計画に盛り込む

地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献し、地域における再エネの社会的受容性の向上を図り、地域の魅力と質を向上させる地方創生につながるものとなるよう促す

地域脱炭素化のための促進区域の候補となる具体的なエリアについて

促進区域の候補となる具体的なエリアの明示について

- 京都府で定めた環境配慮基準をもとに、京都府内の市町村にて**促進区域（地域脱炭素化促進事業の対象となる区域）の設定が積極的に進むよう**
  - 地域脱炭素のための促進区域の候補となる具体的なエリア
  - 想定される地域の環境保全及び地域経済・社会の持続的発展への貢献

について、環境配慮基準と共に示すこととする。

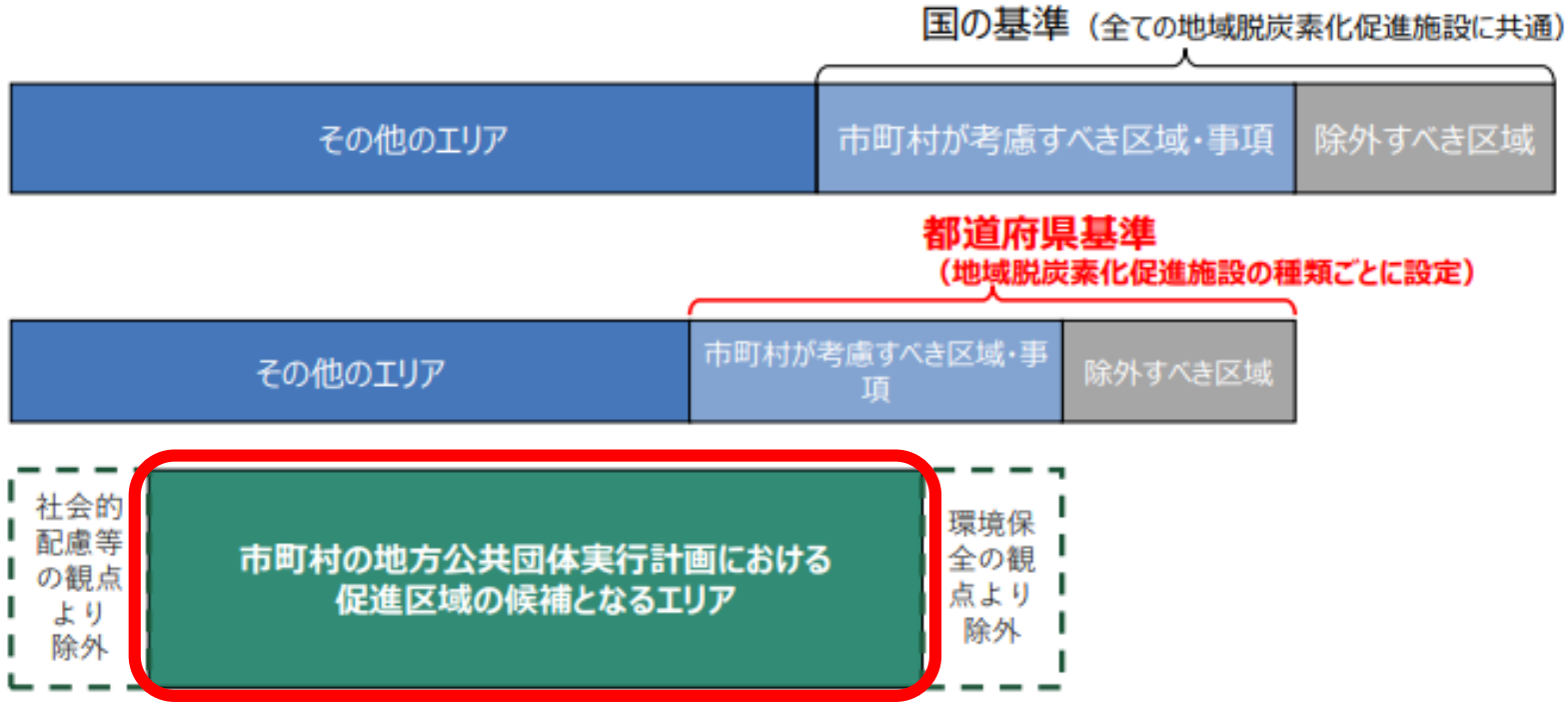

（環境省　地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第１版）P16引用）

府の示す促進区域の候補となる具体的なエリアについて

- 市町村は国及び京都府で示した除外すべき区域を除くエリアにおいて、**配慮すべき事項を踏まえ、地域脱炭素のための促進区域を設定**。

促進区域の候補となる具体的なエリアについて

＜例＞

- 営農が見込まれない荒廃農地★
- 市町村等が管理する廃棄物最終処分場跡地
- 市町村等の有する遊休地
- ため池管理保全法に基づき適正に管理されたため池★
- 商業施設・市町村等の管理する駐車場★
- 企業等の工場跡地★

「地域の環境保全の取組」及び「地域の経済・社会の持続的発展に資する取組」

＜例＞

- 災害時の地域への電力供給★
- 売電収入による地域貢献★
- 原野化した荒廃農地の再エネ整備による獣害対策
- 地元の雇用創出や人材の育成
- 再エネ事業の継続実施

★：第１回委員会の委員意見

市町村の努力義務

- 促進区域等の設定**【実行計画への明記】**

市町村の努力義務

- 「地域の環境保全の取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の明記**【実行計画への明記】**

京都府における太陽光発電の導入ポテンシャルについて

設備容量

建物：7,614 MW
土地：6,399 MW

年間発電電力量

建物：9,533 GWh
土地：7,912 GWh
（計 174.5億kWh）

●市町村別　導入ポテンシャル

市町村名	設備容量 [MW]	年間発電電力量 [GWh/年]	市町村名	設備容量 [MW]	年間発電電力量 [GWh/年]
京都市	3561.6	4456.3	南丹市	943.1	1167.8
福知山市	1200.8	1417.4	木津川市	502.9	669.6
舞鶴市	605.6	700.8	大山崎町	51.3	67.3
綾部市	781.9	931.7	久御山町	151.3	197.8
宇治市	481.1	624.9	井手町	64.0	85.4
宮津市	273.5	322.7	宇治田原町	148.3	194.4
亀岡市	1033.5	1322.6	笠置町	22.3	29.6
城陽市	264.7	346.3	和束町	198.9	262.6
向日市	154.1	200.5	精華町	187.0	250.9
長岡京市	242.9	316.4	南山城村	141.1	186.7
八幡市	259.8	340.9	京丹波町	537.6	663.5
京田辺市	331.1	441.0	伊根町	73.9	87.7
京丹後市	1479.1	1778.4	与謝野町	322.2	382.0

出典：再生可能エネルギー情報提供システム　REPOS（リーポス）
http://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/

京都府における風力発電の導入ポテンシャルについて

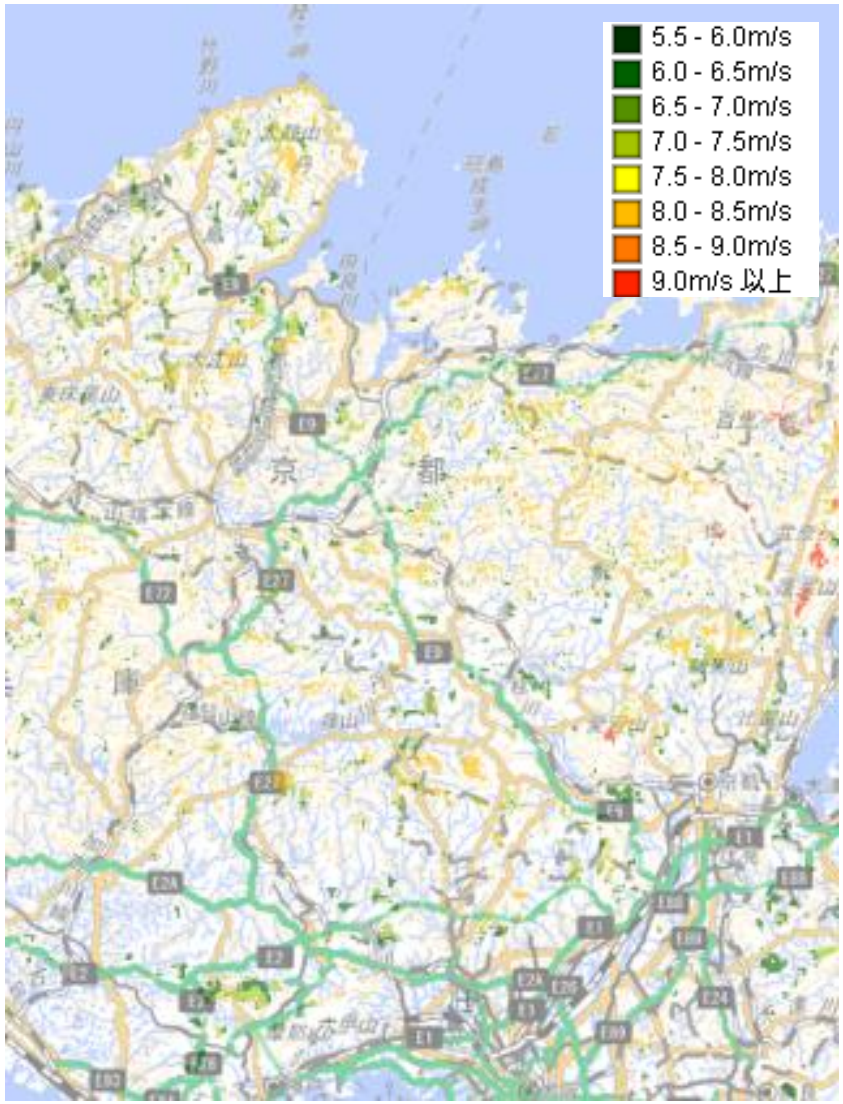

設備容量　陸上：4,126 MW

年間発電電力量　陸上：10,610 GWh（106.1億kWh）

●市町村別　導入ポテンシャル

市町村名	設備容量 [MW]	年間発電電力量 [GWh/年]	市町村名	設備容量 [MW]	年間発電電力量 [GWh/年]
京都市	755.0	1997.0	南丹市	614.2	1709.7
福知山市	295.0	758.1	木津川市	6.9	13.7
舞鶴市	266.4	683.9	大山崎町	0.7	1.8
綾部市	330.8	841.3	久御山町	1.8	3.4
宇治市	32.5	61.0	井手町	31.2	65.0
宮津市	284.5	760.1	宇治田原町	77.5	173.5
亀岡市	153.3	421.2	笠置町	15.6	29.6
城陽市	7.4	15.2	和束町	90.8	189.9
向日市	0.0	0.0	精華町	0.0	0.0
長岡京市	8.8	18.0	南山城村	57.0	111.9
八幡市	0.0	0.0	京丹波町	258.5	661.1
京田辺市	1.3	2.2	伊根町	84.8	238.5
京丹後市	615.8	1501.7	与謝野町	136.5	352.6

出典：再生可能エネルギー情報提供システム　REPOS（リーポス）
http://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/

＜農地関係①＞

促進区域の候補となる具体的なエリア	区域設定に当たっての限定条件（例示）	想定される地域経済･社会の持続的発展への貢献（例示）	情報の収集方法
営農地	● 再エネ事業を実施しながら下部の農地で適切に営農を継続すること。	● 高収益型農業の拡大による地元の農業従事者の安定収益確保・雇用創出や人材の育成 ● 災害時の地域への電力供給 ● 売電収入による地域貢献 ● 再エネ事業の継続実施	農林水産省「作物統計調査_市町村別データ」

京都府内市町村別の営農地における再生可能エネルギー導入ポテンシャル（太陽光発電設備の場合）

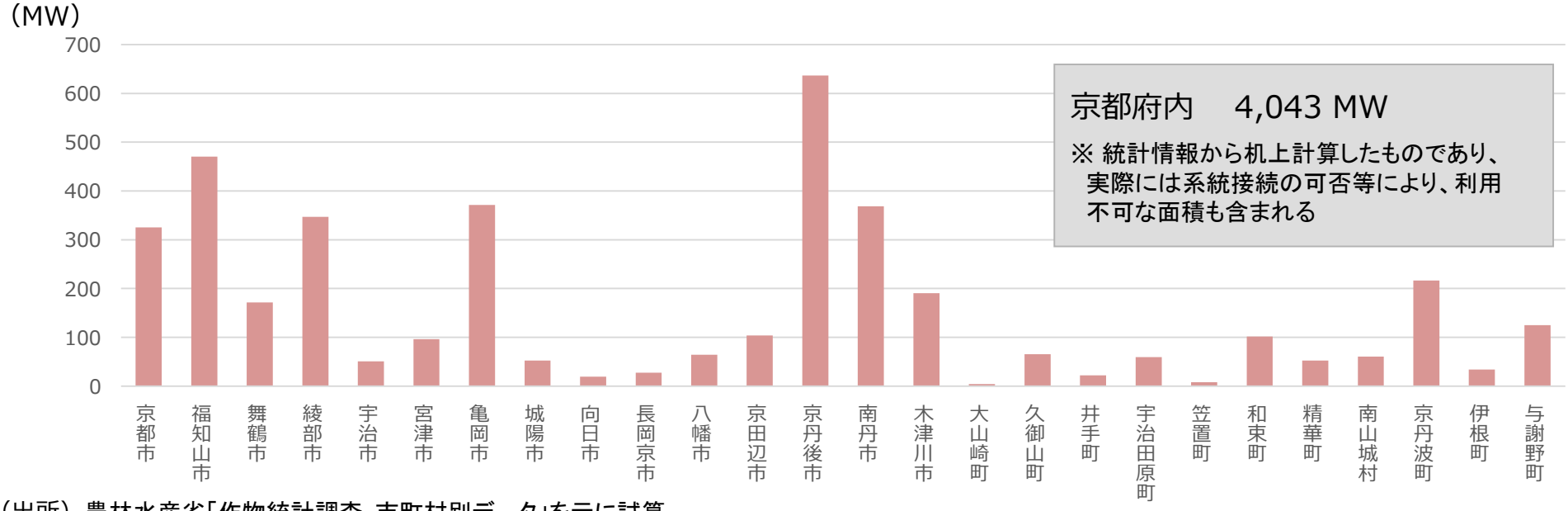

（出所）農林水産省「作物統計調査_市町村別データ」を元に試算

（注）設置可能面積算定係数：0.34、パネル設置係数：0.04kW/m²にて試算

＜農地関係②＞

促進区域の候補となる具体的なエリア	区域設定に当たっての限定条件（例示）	想定される地域経済・社会の持続的発展への貢献（例示）	情報の収集方法
再生利用が可能な荒廃農地	● 再度営農を行うことができる農地であること。 ● 農地として再生した上で再エネ事業を実施しながら下部の農地で適切に営農を継続すること。	● 高収益型農業の拡大による地元の農業従事者の安定収益確保・雇用創出や人材の育成 ● 災害時の地域への電力供給 ● 売電収入による地域貢献 ● 再エネ事業の継続実施	市町村農業委員会など

京都府域における荒廃農地面積（単位：ha）

（出所）農林水産省HP「令和２年の都道府県別の荒廃農地面積」抜粋

荒廃農地面積計	再生利用が可能な荒廃農地		再生利用が困難と見込まれる荒廃農地		再生利用された面積	
	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域
3,129	992	415	247	2,714	745	81	52

再生可能エネルギー導入ポテンシャル（太陽光発電設備の場合）：**56MW**

※ 統計情報から机上計算したものであり、実際には系統接続の可否等により、利用不可な面積も含まれる

（注）設置可能面積算定係数：0.34、パネル設置係数：0.04kW/m^{2}にて試算

＜農地関係③＞

促進区域の候補となる具体的なエリア	区域設定に当たっての判断基準（例示）	想定される地域経済･社会の持続的発展への貢献（例示）	情報の収集方法
再生利用が困難と見込まれる荒廃農地 （≒非農地）	● 原野化が進むなど、今後の営農が**不可能と見込まれる**農地であること。	● 原野化した荒廃農地の再エネ整備による獣害対策 ● 災害時の地域への電力供給 ● 売電収入による地域貢献 ● エネルギーの地産地消による地域内経済循環への貢献 ● 再エネ事業の継続実施	市町村農業委員会など

京都府域における荒廃農地面積（単位：ha）

（出所）農林水産省HP「令和２年の都道府県別の荒廃農地面積」抜粋

荒廃農地面積計	農用地区域	再生利用が可能な荒廃農地	農用地区域	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	農用地区域	再生利用された面積	農用地区域
3,129	992	415	247	2,714	745	81	52

再生可能エネルギー導入ポテンシャル（太陽光発電設備の場合）：**3,012MW**

※ 統計情報から机上計算したものであり、実際には系統接続の可否等により、利用不可な面積も含まれる

（注）設置可能面積算定係数：1.00、パネル設置係数：0.111kW/m²にて試算

＜廃棄物最終処分場跡地＞

促進区域の候補となる具体的なエリア	区域設定に当たっての限定条件（例示）	想定される地域経済・社会の持続的発展への貢献（例示）	情報の収集方法
廃棄物最終処分場跡地	● 市町村等が管理する最終処分場の跡地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃止手続がなされたものであること。	● 災害時の地域への電力供給 ● 売電収入による地域貢献 ● 再エネ事業の継続実施	（各市町村にて把握）

京都府内市町村別の廃棄物処分場における再生可能エネルギー導入ポテンシャル

（太陽光発電設備の場合）

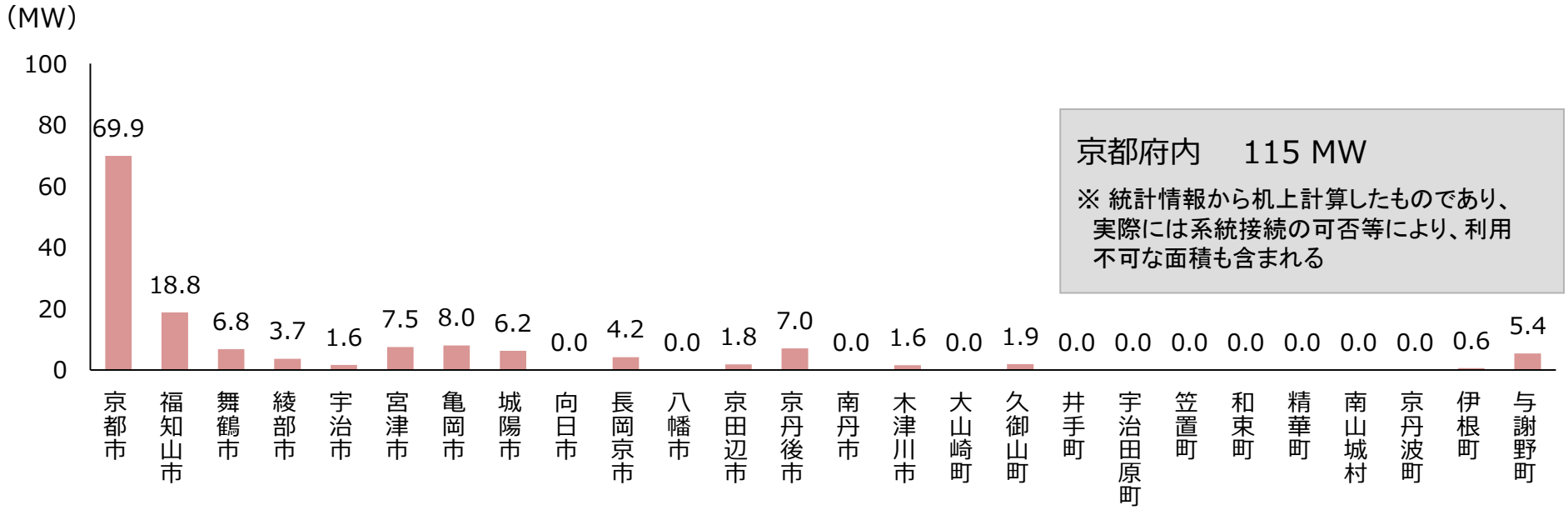

（出所）京都府調べ

（注）施設の状況（埋立中・廃止など）によらず市町村等の一般廃棄物処分場をすべて試算
（設置可能面積算定係数：1.0、パネル設置係数は0.111kW/m²試算）

＜ため池＞

促進区域の候補となる具体的なエリア	区域設定に当たっての限定条件（例示）	想定される地域経済･社会の持続的発展への貢献（例示）	情報の収集方法
農業用ため池	● ため池管理保全法に基づき適正に管理されたものであること。	● 災害時の地域への電力供給 ● 売電収入による地域貢献 ● ため池の藻類・水草等の異常発生や水分蒸発の抑制による農業用水の安定的な確保 ● 再エネ事業の継続実施	京都府農業用ため池データベース

京都府内市町村別の農業用ため池における再生可能エネルギー導入ポテンシャル

（太陽光発電設備の場合）

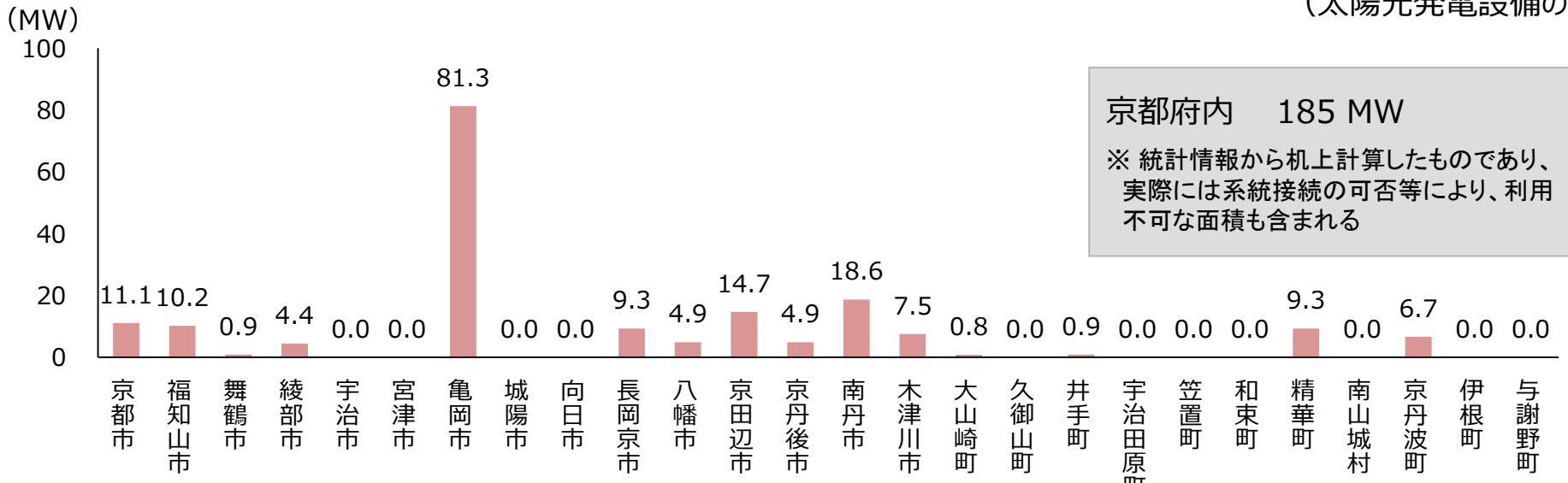

（出所）京都府「農業用ため池データベース」を元に試算

（注）貯水面積1ha以上（堤頂長112m以上、所有者不問）のみ試算
（設置可能面積算定係数：0.40、パネル設置係数：0.111kW/m^2）

＜その他未利用地等＞

促進区域の候補となる具体的なエリア	区域設定に当たっての限定条件（例示）	想定される地域経済･社会の持続的発展への貢献（例示）	情報の収集方法
市町村等の有する遊休地	● 公共施設へ電源の供給を行うこと。	● 災害時の地域への電力供給 ● 売電収入による地域貢献 ● エネルギーの地産地消による地域内経済循環への貢献 ● 再エネ事業の継続実施	（各市町村にて把握）
市町村の管理する駐車場	● 公共施設へ電源の供給を行うこと。		（各市町村にて把握）
企業等の工場跡地	―		（府・市への各種廃止等届出など）
商業施設、企業等の駐車場	―		―
道路・SA・PA・IC・トンネル坑口、線路等の法面	● 交通への支障がなく、強固な架台の設置や構造物の補強を行うこと。		―
再エネ事業の跡地	● 既存施設がある場合は、既存施設のリプレイスにより環境負荷の低減等を図ること。		―

環境配慮基準案について

1. 基本的な考え方

2. 太陽光発電
   (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域
   (2) 考慮を要する区域・事項等

3. 風力発電
   (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域
   (2) 考慮を要する区域・事項等

1．基本的な考え方

- **促進区域に含めることが適切でないと認められる区域**
  - 当該区域の根拠法等の関係規定に照らして施設の設置が困難な区域を定める。

- **考慮を要する区域・事項等**
  - 市町村による促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業計画の認定に当たって、考慮すべき区域や事項、収集すべき情報やその収集方法を定める。
  - 考慮すべき区域・事項は、促進区域の設定に当たっての考え方と計画認定に当たっての考え方のそれぞれを定める。

- **全般的な事項**
  - 上記の個別具体的な基準に加えて、以下の全般的な考え方に基づくものであることを基準中に明記する。
    - ✓ **計画認定に当たっての考え方については**、発電施設の設置工事や供用時はもとより、発電施設の設置に必要な搬入道路等の設置や発電事業終了時の対応も含めた、**発電事業の検討から終了までにおける一連の行為を対象**とする。
    - ✓ 設定しようとする促進区域や認定しようとする地域脱炭素化促進事業計画の事業地の**周辺に他の市町村の区域が存在する場合は、その区域を所管する市町村と十分に協議を行い、環境保全上の支障がないことを確認**した上で、促進区域の設定や計画の認定を行うよう努める必要がある。
    - ✓ **近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化**するとの予測等もあるため、促進区域の設定又は計画の認定に当たっては、必要に応じ、**その時点における最新の自然的社会的条件を踏まえる**。

２．太陽光発電
(1)促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	・保安林 ・海岸保全区域 ・河川区域	・森林法 ・海岸法 ・河川法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区 ・京都府指定鳥獣保護区 ・生息地等保護区 ・生息地等保全地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区 ・生息地等保全地区	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
地域を特徴付ける生態系への影響	・自然環境保全地域及び歴史的自然環境保全地域	・京都府環境を守り育てる条例

2．太陽光発電
(1)促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の特別地域 ・府立自然公園の特別地域 ・保安林（風致保安林） ・近郊緑地特別保全地区 ・近郊緑地保全区域 ・特別緑地保全地区	・自然公園法 ・京都府立自然公園条例 ・森林法 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・都市緑地法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・保安林（保健保安林、風致保安林）	・森林法
その他	・生産緑地地区	・生産緑地法

（参考）国基準により除外されている区域

原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立/国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域	自然公園法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法

（参考）考慮を要する区域・事項等の整理方針

要考慮の内容の性質に応じて、考慮の内容を以下の４つの類型に整理。

- 当該区域等を促進区域に設定することは極力避けること。（例：砂防指定地　等）
- 必要な配慮した上で区域設定すること。（例：騒音　等）
- 配慮事項が存在する（計画認定時に審査すべき事項が存在する）区域であることに留意した上で区域設定すること。（例：洪水浸水想定区域　等）
- 区域設定の段階で配慮・留意できる事項がない。（促進区域の設定に当たっての考え方は定めず、計画認定に当たっての考え方のみ定める。例：建設発生土　等）

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
騒音による生活環境への影響	・配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ・用途地域（都市計画法） ・騒音の現況	・既存文献における発電設備と騒音に係る苦情発生との距離や現況を踏まえ、配慮対象（将来的に立地が想定されるものを含む。）から適切な離隔距離を確保した上で、区域設定すること。	・騒音源となる工事や設備について、その種類や規模等を踏まえて、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ パワーコンディショナーに囲いを設ける等の防音措置を講じる。 ➢ 施設の適切な維持管理を行い、異常音の発生低減を図る。 ➢ 発電所の供用に伴い、周辺住民の生活環境への影響が明らかとなった場合は、追加の防音措置を講じる。	・環境アセスメントデータベース（以下「EADAS」という。） ・環境省　太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書 ・京都府環境白書

※下線部は太陽光発電と風力発電とで差がある箇所

計画認定に当たっての考え方については、必要な調査、検討及び措置を行い、要配慮内容への影響を回避又は極力低減することを求めるとともに必要な措置を例示を行う。

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
騒音による生活環境への影響	･配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ･用途地域 （都市計画法） ･騒音の現況	･既存文献における発電設備と騒音に係る苦情発生との距離や現況を踏まえ、配慮対象（将来的に立地が想定されるものを含む。）から適切な離隔距離を確保した上で、区域設定すること。	･騒音源となる工事や設備について、その種類や規模等を踏まえて、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ パワーコンディショナーに囲いを設ける等の防音措置を講じる。 ➢ 施設の適切な維持管理を行い、異常音の発生低減を図る。 ➢ 発電所の供用に伴い、周辺住民の生活環境への影響が明らかとなった場合は、追加の防音措置を講じる。	･環境アセスメントデータベース（以下「EADAS」という。） ･環境省　太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書 ･京都府環境白書
水の濁りによる影響	･取水施設の状況	･下流側に取水施設が存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地の下流側に取水施設が存在する場合は、その分布を踏まえて、必要な調査、検討及び措置を行い、水の濁りによる影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	･EADAS ･水道水質データベース ･河川管理者が有する情報

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
重要な地形及び地質への影響	・京都府レッドリスト	・学術上高い価値を有する地形・地質が存在する地域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地、その周辺又は下流域に学術上高い価値を有する地形・地質が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、当該地形・地質への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該地形・地質の分布状況を把握し、直接的な改変を避ける。 ➢ やむを得ず当該地形・地質の分布地域と重複する部分で工事を実施する場合は、改変範囲を最小化する。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	・京都府ＨＰ

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	･砂防指定地 （砂防法） ･地すべり防止区域 （地すべり等防止法） ･急傾斜地崩壊危険区域 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） ･土砂災害特別警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	･砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域やその周辺を極力避けること。 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地、その周辺又は下流域に急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が発生するおそれのある地域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 土地の傾斜の状況等を考慮の上で、関係設備の設置範囲等を定める。 ➢ 地盤の特性や過去の土砂災害の発生状況等を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性が高い箇所の改変を避ける。 ➢ 軟弱な地盤には、土壌改良を行う。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	･京都府土木事務所、広域振興局、林務事務所に確認 ･京都府HP

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	･河川保全区域 （河川法）	･河川保全区域やその周辺を極力避けること。 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地、その周辺又は下流域に河川保全区域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、河岸及び河川管理施設を適切に保全し、もって土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ その荷重による影響等を考慮の上で、関係設備の設置範囲等を定める。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 排水工や緑化工などの土砂等の崩壊等による災害の発生の防止策を講じる。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	･京都府土木事務所に確認

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	･盛土･切土	－	･盛土及び切土を行う場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 法令･条例等で定められる基準等を確実に遵守し、適切な崩壊防止工法を選定する。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。 ➢ 排水工や緑化工などの土砂等の崩壊等による災害の発生の防止策を講じる。	－

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
反射光による影響	･配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ･用途地域（都市計画法）	･反射光によって環境保全上の影響を及ぼすおそれのある以下の地域を極力避けること。 ➢ 大きく拓けた土地にあっては、配慮対象（将来的に立地が想定されるものを含む。）の東側又は西側 ➢ 平地にあっては、高層の配慮対象（将来的に立地が想定されるものを含む。）の南側 ➢ 斜面地にあっては、配慮対象（将来的に立地が想定されるものを含む。）の北側 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･極力避けるべき場所に発電設備を設置する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、反射光による影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 事業地の周囲に植栽を施す。 ➢ 防眩仕様のパネルを採用する。 ➢ 配慮対象（将来的に立地が想定されるものを含む。）との位置関係を踏まえ、アレイの配置及び向きを定める。	･EADAS

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国内希少野生動植物種一覧 （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律） ・指定希少野生生物 （京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例） ・環境省レッドリスト ・京都府レッドリスト	・希少な動物の分布を踏まえて、当該種の生息地やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地又はその周辺及び下流域に希少な動物が生息する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要な調査、検討及び措置を行い、当該種及びその生息地に与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該種の生息状況を把握し、土地の改変面積の低減等の措置を講じる。 ➢ 生息が確認された当該種及び注目すべき生息地に対して、生息状況等を踏まえて発電設備の配置等を定め、又は個体の移動を行う。 ➢ 樹木の抜根、用地の舗装は原則として行わず、草地のまま管理する。	・環境省HP ・京都府HP
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・国内希少野生動植物種一覧 （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律） ・指定希少野生生物 （京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例） ・環境省レッドリスト ・京都府レッドリスト	・希少な植物の分布を踏まえて、当該種の生育地やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地又はその周辺及び下流域に希少な植物が生育する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要な調査、検討及び措置を行い、当該種及びその生育場所に与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該種の生育状況を把握し、土地の改変面積の低減等の措置を講じる。 ➢ 生育が確認された当該種及び注目すべき生育地に対して、生育状況等を踏まえて発電設備の配置等を定め、又は個体の移動を行う。 ➢ 樹木の抜根、用地の舗装は原則として行わず、草地のまま管理する。	・環境省HP ・京都府HP

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	･植生自然度が高い地域 ･特定植物群落 ･巨樹･巨木林	･植生自然度が高い地域、特定植物群落又は巨樹･巨木林及びその周辺を極力避けること。 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地又はその周辺及び下流域に植生自然度が高い地域、特定植物群落又は巨樹･巨木林が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらに与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 特定植物群落の生育状況を把握し、土地の改変面積の低減等の措置を講じる。 ➢ 樹木の抜根、用地の舗装は原則として行わず、草地のまま管理する。 ➢ 土地の改変等による、植生自然度が高い地域等への濁水等の流入が生じないよう工法を選定する。	･EADAS
地域を特徴付ける生態系への影響	･重要里地里山 ･重要湿地	･重要里地里山や重要湿地やその周辺を極力避けること。 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地又はその周辺及び下流域に重要里地里山や重要湿地が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらに与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 土地の改変等による、重要里地里山や重要湿地への濁水等の流入が生じないよう工法を選定する。 ➢ 樹木の抜根、用地の舗装は原則として行わず、草地のまま管理する。	･EADAS

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
地域を特徴付ける生態系への影響	・地域森林計画対象民有林 （森林法）	・地域森林計画対象民有林における機能の高い森林を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地又はその周辺に地域森林計画対象民有林が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るとともに、森林の持つ多面的機能が損なわれないように留意し、もって生態系への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 既存の造成地及び管理用道路を有効利用することにより、土地改変量及び樹木伐採範囲を最小化する。 ➢ 土地の改変等による、下流へ濁水等の流入が生じない工法を選定する。 ➢ 周辺地域の森林施業に著しい支障を及ぼさないようにする。	・広域振興局、京都林務事務所、森の保全推進課に確認

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	･風致地区 （都市計画法） ･景観計画区域 （景観法） ･京都府景観資産登録地区 （京都府景観条例） ･国立公園及び国定公園の普通地域 （自然公園法） ･府立自然公園の普通地域 （京都府立自然公園条例） ･長距離自然歩道その他自然歩道 ･重要文化的景観 （文化財保護法） ･京都府選定文化的景観 （京都府文化財保護条例）	･主要な眺望点（そのアクセス道を含む。）及び景観資源が存在する地域やその周辺を極力避けること。 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地やその周辺に主要な眺望点（そのアクセス道を含む。）、景観資源及び眺望景観が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 眺望点や景観資源の土地改変を行わない。 ➢ 眺望点から撮影した写真に発電設備設置予想図を合成し、眺望景観への影響を予測し発電設備の形状や色調等を選定する。 ➢ 敷地外縁部に植樹を行う。 ➢ 京都府景観資産登録地区、重要文化的景観及び京都府選定文化的景観に係る区域に発電設備を設置しない。	･京都府HP ･環境省HP ･文化庁HP ･EADAS

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・長距離自然歩道その他自然歩道	・長距離自然歩道その他自然歩道が存在する地域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に長距離自然歩道その他自然歩道が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該自然歩道の範囲を把握し、直接的な改変を避ける。 ➢ 発電設備の色調を周囲の環境になじみやすいものにする。 ➢ 敷地外縁部に植樹を行う。	・環境省HP ・京都府HP
その他	・周知の埋蔵文化財包蔵地 （文化財保護法）	・周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、文化財への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 周知の埋蔵文化財包蔵地の土地の改変は行わない。 ➢ 関係自治体との協議を踏まえ、造成計画を定める。 ➢ 周知の埋蔵文化財包蔵地で土地改変を行う場合には、適切な記録保存措置（発掘調査等）を実施する。	・京都府HP

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	･史跡、名勝及び天然記念物 （文化財保護法、京都府文化財保護条例） ･伝統的建造物群保存地区 （文化財保護法） ･文化財環境保全地区 （京都府文化財保護条例）	･史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区が存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地やその周辺に史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区の直接的な改変を避ける。 ➢ 史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区の周辺に発電設備を設置しない。 ➢ 天然記念物の生息が確認された地域には発電設備を設置しない。	・京都府HP
その他	･津波災害警戒区域 （津波防災地域づくりに関する法律） ･洪水浸水想定区域 （水防法） ･土砂災害警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律） ･災害危険区域 （建築基準法）	･津波、洪水又は土砂災害等による被害を受けるおそれがある地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地やその周辺に津波、洪水又は土砂災害等による被害のおそれのある地域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、適切な防災対策を講じ、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 想定される浸水深に応じて、電気設備に対し、かさ上げの対策等の集中豪雨等による被害防止対策や土砂流出対策を講じる。 ➢ 避難施設等に発電設備を設置する場合は、避難の場所や経路の確保など、避難の対象となる住民に適切な配慮を行う。	･京都府HP

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	・要措置区域及び形質変更時要届出区域（土壌汚染対策法）	・要措置区域及び形質変更時要届出区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地に要措置区域又は形質変更時要届出区域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 要措置区域内においては、原則として土地の形質の変更を行わない。 ➢ 基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等の防止のための措置を講ずる。	・京都府HP
その他	・建設発生土	―	・工事の実施に伴う建設発生土について、必要な調査、検討及び措置を行い、環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 建設発生土の発生量及び場外搬出量を抑制する。 ➢ 土壌環境基準不適合の建設発生土が発生した場合は、当該発生土は、適切に保管・運搬・処理・処分等を行う。 ➢ 事業の実施中はもとより事業終了後も仮置地及び受入地において土砂災害が発生することのないよう措置を講じる。	-

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	･廃棄物	―	･発電施設の工事の実施、供用中及び事業終了後に発生する廃棄物について、必要な調査、検討及び措置を行い、環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 工事の実施に伴う廃棄物の発生量を抑制する。 ➢ 発電設備の耐用年数や更新時期に応じて、適切に交換･廃棄する。 ➢ 事業終了後に老朽機器等を適切に廃棄処分する。	－
その他	･優良農地	･優良農地の存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地やその周辺に農地が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、適切な農地管理を図り、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 極力農地以外に発電設備を設置する。 ➢ 発電設備を農地に設置する場合は、一団としての農地利用に支障がない場所に設置する。 ➢ 周辺の農作物への影響を回避又は極力低減すること。	･京都府経営支援･担い手育成課、広域振興局に確認

2．太陽光発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	･都市計画区域 （都市計画法）	･都市計画区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地やその周辺に都市計画区域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、良好な市街地の形成に悪影響を及ぼさないようにし、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 発電設備の資機材の落下、飛散等による建築物等への危険を生じないように十分な離隔距離を確保する。 ➢ 良好な住居の環境の形成や商業施設の集積、工業生産活動の増進に悪影響を及ぼすことのないよう、発電施設の位置や規模を定める。	･京都府HP

2．風力発電
(1)促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	・保安林 ・海岸保全区域 ・河川区域	・森林法 ・海岸法 ・河川法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定鳥獣保護区 ・京都府指定鳥獣保護区 ・生息地等保護区 ・生息地等保全地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区 ・生息地等保全地区	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例
地域を特徴付ける生態系への影響	・自然環境保全地域及び歴史的自然環境保全地域	・京都府環境を守り育てる条例

2．風力発電
(1)促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の特別地域 ・府立自然公園の特別地域 ・保安林（風致保安林） ・風致地区 ・近郊緑地特別保全地区 ・近郊緑地保全区域 ・特別緑地保全地区	・自然公園法 ・京都府立自然公園条例 ・森林法 ・都市計画法 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ・都市緑地法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・保安林（保健保安林、風致保安林）	・森林法
その他	・生産緑地地区	・生産緑地法

（参考）国基準により除外されている区域

原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立/国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域	自然公園法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
騒音による生活環境への影響	・配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ・用途地域（都市計画法） ・騒音の現況	・既存文献における発電設備と騒音に係る苦情発生との距離や現況を踏まえ、配慮対象（将来的に立地が想定されるものを含む。）から適切な離隔距離を確保した上で、区域設定すること。	・騒音源となる工事や設備について、その種類や規模等を踏まえて、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 配慮施設等の距離に留意して、風力発電機の配置や機種を選定する。 ➢ 施設の適切な維持管理を行い、異常音の発生低減を図る。 ➢ 発電所の供用に伴い、周辺住民の生活環境への影響が明らかとなった場合は、追加の防音措置を講じる。	・EADAS ・環境省　風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書 ・風力発電施設から発生する騒音等への対応について ・風力発電施設から発生する騒音に関する指針 ・京都府環境白書
水の濁りによる影響	・取水施設の状況	・下流側に取水施設が存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地の下流側に取水施設が存在する場合は、その分布を踏まえて、必要な調査、検討及び措置を行い、水の濁りによる影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	・EADAS ・水道水質データベース ・河川管理者が有する情報

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
重要な地形及び地質への影響	・京都府レッドリスト	・学術上高い価値を有する地形・地質が存在する地域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地、その周辺又は下流域に学術上高い価値を有する地形・地質が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、当該地形・地質への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該地形・地質の分布状況を把握し、直接的な改変を避ける。 ➢ やむを得ず当該地形・地質の分布地域と重複する部分で工事を実施する場合は、改変範囲を最小化する。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	・京都府HP

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	・砂防指定地 （砂防法） ・地すべり防止区域 （地すべり等防止法） ・急傾斜地崩壊危険区域 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） ・土砂災害特別警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺又は下流域に急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が発生するおそれのある地域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 土地の傾斜の状況等を考慮の上で、関係設備の設置範囲等を定める。 ➢ 地盤の特性や過去の土砂災害の発生状況等を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性が高い箇所の改変を避ける。 ➢ 軟弱な地盤には、土壌改良を行う。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	・京都府土木事務所、広域振興局、林務事務所に確認 ・京都府HP

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	･河川保全区域 （河川法）	･河川保全区域やその周辺を極力避けること。 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地、その周辺又は下流域に河川保全区域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、河岸及び河川管理施設を適切に保全し、もって土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ その荷重による影響等を考慮の上で、関係設備の設置範囲等を定める。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 排水工や緑化工などの土砂等の崩壊等による災害の発生の防止策を講じる。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。	･京都府土木事務所に確認

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	･盛土･切土	－	･盛土及び切土を行う場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 法令･条例等で定められる基準等を確実に遵守し、適切な崩壊防止工法を選定する。 ➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。 ➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。 ➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。 ➢ 排水工や緑化工などの土砂等の崩壊等による災害の発生の防止策を講じる。	－
風車の影による影響	･配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ･用途地域 （都市計画法）	－	･風車の影について、必要な調査、検討及び措置を行い、環境保全上の影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 発電設備の規模･高さと冬至の日影長さや影響が発生する方角や時間を考慮の上、適切な離隔距離を確保できるよう、風車の配置や機種を定める。 ➢ 発電所の供用に伴い、周辺住民の生活環境への影響が明らかとなった場合は、運転制限等の追加の環境保全措置を講じる。	･EADAS

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国内希少野生動植物種一覧 （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律） ・指定希少野生生物 （京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例） ・環境省レッドリスト ・京都府レッドリスト	・希少な動物の分布を踏まえて、当該種の生息地やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地又はその周辺及び下流域に希少な動物が生息する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要な調査、検討及び措置を行い、当該種及びその生息地に与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該種の生息状況を把握し、土地の改変面積の低減等の措置を講じる。 ➢ 生息が確認された当該種及び注目すべき生息地に対して、生息状況等を踏まえて発電設備の配置等を定める。 ➢ カットイン風速以下の風速時にフェザリングを行うことで、バットストライク及びバードストライクを低減する。 ➢ 事後調査により、予想を上回るバットストライク及びバードストライクの発生が明らかになった場合は、運転制限等の追加の環境保全措置を講じる。	・環境省HP ・京都府HP

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・風力発電に係るセンシティビティマップ	・渡り鳥の移動ルート又は希少猛禽類の生息域が存在する地域であり、当該区域を促進区域に設定する場合は、事業計画の認定時に留意すること。	・計画地又はその周辺及び下流域に渡り鳥の移動ルート又は希少猛禽類の生息域が存在する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要な調査、検討及び措置を行い、それらに与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 猛禽類や渡り鳥の移動ルート等を把握し、風車の機種や配置を定める。 ➢ カットイン風速以下の風速時にフェザリングを行うことで、バードストライクを低減する。 ➢ 事後調査により、予想を上回るバードストライクの発生が明らかになった場合は、運転制限等の追加の環境保全措置を講じる。	・EADAS

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	･国内希少野生動植物種一覧 （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律） ･指定希少野生生物 （京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例） ･環境省レッドリスト ･京都府レッドリスト	･希少な植物の分布を踏まえて、当該種の生育地やその周辺を極力避けること。 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地又はその周辺及び下流域に希少な植物が生育する場合は、現地調査によりその分布を踏まえるなど、必要な調査、検討及び措置を行い、当該種及びその生育場所に与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該種の生育状況を把握し、土地の改変面積の低減等の措置を講じる。 ➢ 生育が確認された当該種及び注目すべき生育地に対して、生育状況等を踏まえて発電設備の配置等を定め、又は個体の移動を行う。	･環境省HP ･京都府HP
植物の重要な種及び重要な群落への影響	･植生自然度が高い地域 ･特定植物群落 ･巨樹、巨木林	･植生自然度が高い地域、特定植物群落又は巨樹･巨木林及びその周辺を極力避けること。 ･当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地又はその周辺及び下流域に植生自然度が高い地域、特定植物群落又は巨樹･巨木林が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらに与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 特定植物群落の生育状況を把握し、土地の改変面積の低減等の措置を講じる。 ➢ 土地の改変等による、植生自然度が高い地域等への濁水等の流入が生じないよう工法を選定する。	･EADAS

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
地域を特徴付ける生態系への影響	・重要里地里山 ・重要湿地	・重要里地里山や重要湿地やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地又はその周辺及び下流域に重要里地里山や重要湿地が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらに与える影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 土地の改変等によって、重要里地里山や重要湿地に濁水等の流入が生じないように計画や工法を検討する。	・EADAS
地域を特徴付ける生態系への影響	・地域森林計画対象民有林 （森林法）	・地域森林計画対象民有林における機能の高い森林を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地又はその周辺に地域森林計画対象民有林が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るとともに、森林の持つ多面的機能が損なわれないように留意し、もって生態系への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 既存の造成地及び管理用道路を有効利用することにより、土地改変量及び樹木伐採範囲を最小化する。 ➢ 土地の改変等による、下流へ濁水等の流入が生じない工法を選定する。 ➢ 周辺地域の森林施業に著しい支障を及ぼさないようにする。	・広域振興局、京都林務事務所、森の保全推進課に確認

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・景観計画区域（景観法） ・京都府景観資産登録地区（京都府景観条例） ・国立公園及び国定公園の普通地域（自然公園法） ・府立自然公園の普通地域（京都府立自然公園条例） ・長距離自然歩道その他自然歩道 ・重要文化的景観（文化財保護法） ・京都府選定文化的景観（京都府文化財保護条例）	・主要な眺望点（そのアクセス道を含む。）及び景観資源が存在する地域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に主要な眺望点（そのアクセス道を含む。）、景観資源及び眺望景観が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 眺望点や景観資源の土地改変を行わない。 ➢ 眺望点から撮影した写真に発電設備設置予想図を合成し、眺望景観への影響を予測し発電設備の形状や色調等を選定する。 ➢ 敷地外縁部に植樹を行う。 ➢ 京都府景観資産登録地区、重要文化的景観及び京都府選定文化的景観に係る区域に発電設備を設置しない。	・京都府HP ・環境省HP ・文化庁HP ・EADAS

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・長距離自然歩道その他自然歩道	・長距離自然歩道その他自然歩道が存在する地域やその周辺を極力避けること。 ・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地やその周辺に長距離自然歩道その他自然歩道が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 当該自然歩道の範囲を把握し、直接的な改変を避ける。 ➢ 発電設備の色調を周囲の環境になじみやすいものにする。 ➢ 敷地外縁部に植樹を行う。	・環境省HP ・京都府HP
その他	・周知の埋蔵文化財包蔵地 （文化財保護法）	・周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する地域であり、当該地域を促進区域に設定する場合は、事業計画の認定時に留意すること。	・計画地やその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、文化財への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 周知の埋蔵文化財包蔵地の土地の改変は行わない。 ➢ 関係自治体との協議を踏まえ、造成計画を定める。 ➢ 周知の埋蔵文化財包蔵地で土地改変を行う場合には、適切な記録保存措置（発掘調査等）を実施する。	・京都府HP

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	･史跡、名勝及び天然記念物 （文化財保護法、京都府文化財保護条例） ･伝統的建造物群保存地区 （文化財保護法） ･文化財環境保全地区 （京都府文化財保護条例）	･史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区が存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地やその周辺に史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、それらへの影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区の直接的な改変を避ける。 ➢ 史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区及び文化財環境保全地区の周辺に発電設備を設置しない。 ➢ 天然記念物の生息が確認された地域には発電設備を設置しない。	・京都府HP
その他	･津波災害警戒区域 （津波防災地域づくりに関する法律） ･洪水浸水想定区域 （水防法） ･土砂災害警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律） ･災害危険区域 （建築基準法）	･津波、洪水又は土砂災害等による被害を受けるおそれがある地域であり、当該区域を促進区域に設定する場合は、事業計画の認定時に留意すること。	･計画地やその周辺に津波、洪水又は土砂災害等による被害のおそれのある地域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、適切な防災対策を講じ、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 想定される浸水深に応じて、電気設備に対し、かさ上げの対策等の集中豪雨等による被害防止対策や土砂流出対策を講じる。 ➢ 避難施設等に発電設備を設置する場合は、避難の場所や経路の確保など、避難の対象となる住民に適切な配慮を行う。	・京都府HP

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	・要措置区域及び形質変更時要届出区域（土壌汚染対策法）	・要措置区域及び形質変更時要届出区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	・計画地に要措置区域又は形質変更時要届出区域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 要措置区域内においては、原則として土地の形質の変更を行わない。 ➢ 基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等の防止のための措置を講ずる。	・京都府HP
その他	・建設発生土	―	・工事の実施に伴う建設発生土について、必要な調査、検討及び措置を行い、環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 建設発生土の発生量及び場外搬出量を抑制する。 ➢ 土壌環境基準不適合の建設発生土が発生した場合は、当該発生土は、適切に保管・運搬・処理・処分等を行う。 ➢ 事業の実施中はもとより事業終了後も仮置地及び受入地において土砂災害が発生することのないよう措置を講じる。	―

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	･廃棄物	―	･発電施設の工事の実施、供用中及び事業終了後に発生する廃棄物について、必要な調査、検討及び措置を行い、環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 工事の実施に伴う廃棄物の発生量を抑制する。 ➢ 発電設備の耐用年数や更新時期に応じて、適切に交換･廃棄する。 ➢ 事業終了後に老朽機器等を適切に廃棄処分する。	―
その他	･優良農地	･優良農地の存在する地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地やその周辺に農地が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、適切な農地管理を図り、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 極力農地以外に発電設備を設置する。 ➢ 発電設備を農地に設置する場合は、一団としての農地利用に支障がない場所に設置する。 ➢ 周辺の農作物への影響を回避又は極力低減すること。	･京都府経営支援･担い手育成課、広域振興局に確認

2．風力発電
(2)考慮を要する区域･事項等

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	区域設定に当たっての考え方	事業計画認定に当たっての考え方	情報の収集方法
その他	･都市計画区域 （都市計画法）	･都市計画区域を極力避けること。 ･当該区域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。	･計画地やその周辺に都市計画区域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、良好な市街地の形成に悪影響を及ぼさないようにし、もって環境影響を回避又は極力低減すること。 ＜必要な措置の例＞ ➢ 発電設備の資機材の落下、飛散等による建築物等への危険を生じないように十分な離隔距離を確保する。 ➢ 良好な住居の環境の形成や商業施設の集積、工業生産活動の増進に悪影響を及ぼすことのないよう、発電施設の位置や規模を定める。	･京都府HP

今後のスケジュール（案）について

今後のスケジュール（案）について

2022年

７月　環境審議会　会長への諮問
　→総合政策部会・地球環境部会・環境管理部会へ付議
総合政策部会・地球環境部会・環境管理部会

８月　第１回地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会
第２回地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会

１０月　第３回地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会　本日
総合政策部会・地球環境部会・環境管理部会
○ 中間案（促進区域の基準等）を審議

１２月　京都府議会１２月定例会（中間案報告）
パブリックコメント開始

2023年

～１月　パブリックコメント終了
総合政策部会・地球環境部会・環境管理部会→ 環境審議会答申

２月　京都府議会２月定例会（最終案上程）